

市民協働ガイドをご利用ください

市では、市民との協働のまちづくりを推進するため「市民協働ガイド」を導入しています。この制度は、市職員が市内各地で行われるさまざまな会合などに出掛け、地域の生の声を聞かせていただくとともに、市政に関する情報を発信するものです。ぜひ、ご利用ください。

対象 各校区内で開催されるおおむね10人以上の会合など。ただし、営利、宗教、政治活動を目的とする会合を除く。

内容 会合の出席者から意見や要望を伺うとともに、市が進める主要な事業やイベントなどの情報を発信します。

申込方法 会合が行われる10日前までに、会合の日時、場所、目的、名称、内容、予定出席者人数を、

直接または電話で各小学校区を担当する部の申込先へ。

問合せ 企画政策課企画・統計担当 (☎65・2154)



▲西小校区町内会長連絡会平成25年度第1回総会にて、第7次西尾市総合計画、名鉄西尾・蒲郡線存続に向けての事業などについて説明しました。

▼申込先一覧

小学校区	担当部	申込先
花ノ木小、西野町小、横須賀小	企画部	企画政策課 (☎65・2155 / 市役所3階)
寺津小、中畑小、一色中部小	総務部	総務課 (☎65・2164 / 市役所3階)
八ツ面小、一色西部小、吉田小	福祉部	福祉課 (☎65・2114 / 市役所1階)
矢田小、鶴城小、佐久島小	子ども部	子育て支援課 (☎65・2108 / 市役所1階)
米津小、幡豆小、白浜小	地域振興部	商工観光課 (☎65・2168 / 市役所3階)
平坂小、福地南部小、荻原小	環境部	環境保全課 (☎34・8111 / クリーンセンター内)
室場小、福地北部小、津平小	建設部	土木課 (☎65・2139 / 市役所2階)
西小南部、東幡豆小、一色東部小	上下水道部	下水道管理課 (☎65・2189 / 水道庁舎3階)
三和小、西小北部、一色南部小	教育委員会事務局	教育庶務課 (☎65・2172 / 市役所4階)

公共施設再配置Eモニターを募集

市では、次世代への財政負担を軽減し、公共施設を適切に引き継ぐための方針を示した「西尾市公共施設再配置基本計画」を24年3月末に策定しました。今年度、具体的な再配置プランとして「(仮称)西尾市公共施設再配置実施計画」を策定します。その素案を含めた再配置の進捗状況に対して電子メールを通じて意見をいただく「公共施設再配置Eモニター」を募集します。

応募資格 市内在住の18歳以上で、Eメールやホームページで、市が発信する情報の受信が可能な方。

ただし、市税の滞納がある方を除く。

募集人員 5人程度

活動内容 実施計画や公共施設再配置の動きに対するEメールでの意見提出など

申込方法 6月30日(日)までに、基本計画の感想文をEメールで企画政策課公共施設経営室(saihaichi@city.nishio.lg.jp)へ。感想文様式は市ホームページでダウンロードできます。

問合せ 企画政策課公共施設経営室 (☎65・2156)

市有施設の屋根に太陽光発電装置を設置する事業者を募集

市では、市有施設の「屋根貸し」により太陽光発電事業を実施する事業者を募集します。これは、地球温暖化対策を目的とした自然エネルギーの利用を促進するため、市有施設の屋根を太陽光発電設備の設置場所として有償で民間事業者の使用を許可するものです。



▲市消防本部

対象 次の要件の全てを満たす法人格を有する団体

- ①本年度中に発電を開始できること
- ②県内に本店、または支店を置いていること
- ③国税および地方税を滞納していないこと
- ④市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置をプロポーザル参加申込期日から事業者審査までの期間内に受けていないこと
- ⑤地方自治法施行令第167条の4に該当するものでないこと
- ⑥破産法第18条または第19条の規定による破産手続き開始の申し立て、会社更生法第17条の規定による更生手続き開始の申し立て、民事更生法第21条の規定による再生手続き開始の申し立てがなされていないこと
- ⑦法人およびその役員が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条に掲げる暴力団およびそれらの利益となる活動を行うものでないことなど暴力団との関係がないこと



▲矢田小学校

対象施設 市消防本部、市立看護専門学校、津平小学校、横須賀小学校、消防署一色分署、幡豆小学校、幡豆中学校、東幡豆小学校、中央体育館、西尾小学校、東部中学校、浄化センター、矢田小学校、寺津中学校、福地南部小学校、福地北部小学校

選定方法 公募型プロポーザル方式

事業期間 最長20年間

※施設の設置および撤去工事期間を除く。

使用料 事業者が提案する額。ただし、最低額を年額で1㎡当たり100円とし、屋根以外の敷地などを使用する場合は市行政財産目的外使用条例に定める使用料が必要

費用負担 設備などの設計、工事、維持管理、撤去、各種手続きなどに係る一切の費用は事業者が負担

受付期間など

▶プロポーザル応募期限…6月21日(金)

▶企画提案書などの提出期間…6月24日(月)～7月1日(月)

※企画提案書審査を7月上旬、協定の締結を7月下旬に予定しています。



応募方法 希望する施設ごとに応募申込書に必要事項を記入の上、必要書類を添付して、直接環境保全課環境保全担当（クリーンセンター内）へ。応募申込書は同課に用意。市ホームページからもダウンロードできます。企画提案書などについても必要事項などを記入し、必要書類を添付して提出してください。

その他 詳細は同課に用意してある募集要項をご覧ください。募集要項は市ホームページからもダウンロードできます。使用料をはじめとする事業の詳細については、市と事業者で締結する協定書で定めます。

問合せ 環境保全課環境保全担当（☎34・8111）

創業支援セミナーを開催します

自分で商売を始めたいと考えている方や現在創業の準備を進めている方、経営に興味のある方、経営に関する知識を習得したい方などを対象に、創業の基礎知識や資金調達などについての解説から、創業計画づくりまでを体験する「創業支援セミナー」を開催します。創業に年齢や性別の制限はありません。会社員や退職した方、主婦、学生など、興味のある方は、ぜひご参加ください。

対象 創業を予定している方や、創業・経営に興味のある方。市外の方も参加できます。

日時 6月22日(土)・29日(土) 午後1時30分～4時

場所 西尾商工会議所会議室（2階/寄住町）

内容と講師 右表のとおり

定員 50人

参加料 無料

期日	内 容 な ど
22日(土)	①創業の基礎知識とビジネスプランの立て方…税理士 天野卓男氏 ②創業者に聞く成功体験談 ③計画的な資金調達…愛知県信用保証協会講師 ※セミナー後に個別相談コーナーを設置します。
29日(土)	①創業計画作成体験 ②創業計画講評・助言

申込・問合せ先 申込書に必要事項を記入の上、6月3日(月)から直接または電話、ファクスで商工観光課商工担当（☎65・2168/☎57・1321）へ。申込書は同課に用意。

その他 定員に満たない場合は当日参加もできます。

個人市・県民税の税制改正について

25年度分以降に適用される個人市・県民税の主な改正点は次のとおりです。

●生命保険料控除の改組

- ①24年1月1日以後に締結した生命保険契約など（新契約）については、新たに介護医療保険料控除が設けられ、一般生命保険料控除、個人年金保険料控除とともにそれぞれの適用限度額が28,000円になります。
- ②23年12月31日以前に締結した生命保険契約など（旧契約）については、従前と同様に一般生命保険料控除、個人年金保険料控除それぞれの適用限度額は35,000円です。
- ③新契約と旧契約の双方の支払保険料について、一般生命保険料控除、個人年金保険料控除の適用を受ける場合、それぞれ以下の控除額の合計（適用限度額28,000円）になります。

▶新契約の支払保険料…新契約に係る控除額の計算により算出した金額

▶旧契約の支払保険料…旧契約に係る控除額の計算により算出した金額

※今回の改正で生命保険料控除の合計適用限度額の70,000円に変更はありません。

問合せ先 税務課市民税担当（☎65・2124）

▼生命保険料控除改組のイメージ図

合計適用限度額70,000円			
①新契約	一般生命 保険料控除 (適用限度額 28,000円)	個人年金 保険料控除 (適用限度額 28,000円)	^新 介護医療 保険料控除 (適用限度額 28,000円)
	②旧契約	一般生命 保険料控除 (適用限度額 35,000円)	個人年金 保険料控除 (適用限度額 35,000円)
③新契約と旧契約の双方について適用の場合、それぞれの控除の合計額（適用限度額はそれぞれ28,000円）			

▼新契約に係る控除額の計算

支払保険料の金額	生命保険料控除額
12,000円以下	支払保険料の金額
12,000円超 32,000円以下	支払保険料の金額 × 1/2 + 6,000円
32,000円超 56,000円以下	支払保険料の金額 × 1/4 + 14,000円
56,000円超	28,000円

▼旧契約に係る控除額の計算

支払保険料の金額	生命保険料控除額
15,000円以下	支払保険料の金額
15,000円超 40,000円以下	支払保険料の金額 × 1/2 + 7,500円
40,000円超 70,000円以下	支払保険料の金額 × 1/4 + 17,500円
70,000円超	35,000円

災害時要援護者支援に関するお知らせ

市では、障害者や高齢者などの災害時要援護者の方の支援を進めています。

支援の一環として、市内の社会福祉施設等と、災害時に福祉避難所として施設を利用できるよう、協定を結びました。福祉避難所とは、一般の避難所での生活が困難であり、何らかの特別な配慮を必要とする方（介護保険施設や医療機関に入所・入院するに至らない程度の在宅の要援護者）が安心して避難生活を送れるよう、一般の避難所とは別に開設され

る避難所のことをいいます。

災害発生時、身の安全を最優先とし、地域の方と一緒に最寄りの指定避難場所へ避難することを原則としますが、普段通所している施設が福祉避難所となっている場合、施設のできる範囲ですぐに受け入れを行うことになっていますので、災害時の避難受け入れについて、施設に確認をしておいてください。

問合せ 防災課通信・庶務担当（☎65・2138）

▼福祉避難所の協定締結先

校 区	施 設 名	所 在 地	法 人 名
西小南	ゆとりの社A館	山下町東八幡山26	一般財団法人 いこいの郷福祉会
西小南	ゆとりの社B館	山下町東八幡山44	一般財団法人 いこいの郷福祉会
西小南	なでしこの郷	山下町西八幡山34-5	一般財団法人 いこいの郷福祉会
西小北	介護老人保健施設いずみ	和泉町1-8	医療法人 田中会
花ノ木	介護老人保健施設やまお	徳次町明大寺144-5	医療法人 秀麗会
花ノ木	西尾老人保健施設	寄住町洲田18	医療法人 仁医会
花ノ木	せんねん村ショートステイ矢曾根	矢曾根町蓮雲寺52-1	社会福祉法人 せんねん村
花ノ木	せんねん村矢曾根の家	矢曾根町蓮雲寺52-1	社会福祉法人 せんねん村
花ノ木	せんねん村グループホーム矢曾根	矢曾根町蓮雲寺74	社会福祉法人 せんねん村
花ノ木	松寿苑	寄住町佃35	一般財団法人 いこいの郷福祉会
花ノ木	やすらぎの里A館	今川町御堂東62	一般財団法人 いこいの郷福祉会
花ノ木	やすらぎの里B館	今川町御堂東71-1	一般財団法人 いこいの郷福祉会
鶴城	米津老人保健施設	桜町4丁目31	医療法人 米津会
八ツ面	愛厚ホーム西尾苑	八ツ面町蔵屋敷120	社会福祉法人 愛知県厚生事業団
八ツ面	鷹ノ巣	熊味町珠弥堂46-1	一般財団法人 いこいの郷福祉会
平坂	いこいの郷A館	楠村町寺下1-2	一般財団法人 いこいの郷福祉会
平坂	いこいの郷B館	楠村町寺下1-2	一般財団法人 いこいの郷福祉会
平坂	いこいの郷C館	楠村町寺下1-1	一般財団法人 いこいの郷福祉会
矢田	せんねん村グループホームとみやま	富山町銭成畑9-2	社会福祉法人 せんねん村
矢田	せんねん村デイサービスとみやま	富山町矢田道12-1	社会福祉法人 せんねん村
福地南	ながなわ	長縄町西落42	社会福祉法人 くるみ会
福地南	特別養護老人ホームいちご	市子町稲荷122	社会福祉法人 誠正会
福地南	デイサービスセンターいちご	市子町稲荷122	社会福祉法人 誠正会
福地南	特別養護老人ホームせんねん村	平口町大溝77	社会福祉法人 せんねん村
福地南	デイサービスせんねん村	平口町大溝77	社会福祉法人 せんねん村
福地南	障害者支援施設ピカリコ	平口町大溝75	社会福祉法人 歩々の会
三和	デイサービス円 一まどかー	高落町屋敷63-1	株式会社 ふじケアサポート
室場	多機能型事業所にしお	家武町深篠96	社会福祉法人 くるみ会
室場	生活介護事業所くるみ	家武町深篠66-1	社会福祉法人 くるみ会
室場	里山の家	家武町深篠115-1	社会福祉法人 くるみ会
室場	小規模多機能型居宅介護ふれあいの家	駒場町東山39-1	特定非営利活動法人 ふれあいサポート
米津	まごころデイセンター本館	米津町家下1-4	有限会社 福寿会
米津	まごころデイセンター福寿館	米津町家下1-5	有限会社 福寿会
一色西部	高須ケアガーデン	一色町赤羽上郷中120	医療法人 社団福祉会
一色西部	高須デイサービスセンター	一色町赤羽北荒子18	医療法人 社団福祉会
一色西部	サンライズ高須	一色町赤羽北荒子20-1	医療法人 社団福祉会
一色中部	多機能型事業所いっしき	一色町池田埋田17	社会福祉法人 くるみ会
一色東部	介護老人保健施設 らくらく一色	一色町松木島丸山54	医療法人 深見十全会
吉田	せんねん村グループホームきら	吉良町吉田山中6-1	社会福祉法人 せんねん村
白浜	せんねん村グループホーム吉良荘	吉良町宮崎鉢貫11	社会福祉法人 せんねん村
白浜	特別養護老人ホーム レジデンス宮崎	吉良町宮崎丸山14-1	社会福祉法人 幡豆福祉会
津平	友国作業所	吉良町友国新田4-2	社会福祉法人 幡豆福祉会
津平	地域生活支援センターほっと	吉良町友国前深33	社会福祉法人 くるみ会
西幡豆	特別養護老人ホーム しはとの郷	鳥羽町迎53-2	社会福祉法人 幡豆福祉会

第25回吉良花火大会のメッセージ花火協賛者を募集

吉良花火大会実行委員会では、第25回吉良花火大会で打ち上げる花火とともに、皆さんのメッセージを会場放送でお伝えする「メッセージ花火」の協賛者を募集します。花火を打ち上げて、思いを伝えてみませんか。

日時 7月27日(土) 午後7時30分

※荒天の場合は8月17日(土)に延期。

場所 宮崎漁港内特設会場

メッセージの文字数 協賛者名を含めて40文字以内
協賛特典 記念品、特別観覧席2人分(食事付き)、プログラムへのメッセージ掲載

募集枠数 20枠(先着順)

料金 10,000円

申込期限 6月21日(金)

申込方法 直接吉良花火大会実行委員会事務局(西尾みなみ商工会内/吉良町)へ。

その他

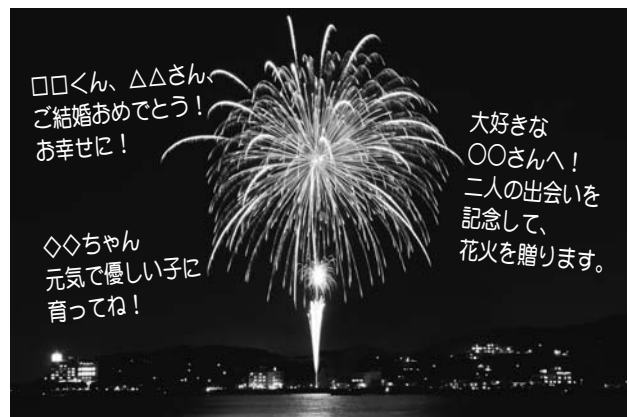
①申し込みは個人や同好会、同窓会などに限りま

す。

②メッセージの内容により受け付けできない場合があります。

③荒天などにより、大会が延期または中止になっても協賛金の返金はできません。

問合先 吉良花火大会実行委員会事務局(☎32・1141)、市観光協会(☎65・2169/商工観光課内)



第17回はずストーンカップの参加チームを募集

はずストーンカップ実行委員会では、第17回はずストーンカップチャレンジレース2013の参加チームを募集します。三河湾での手づくりいかだレースに、会社の仲間や友人、家族と参加してみませんか。

対象 小学3年生以上で25m以上泳ぐことができる方。ただし、1チームの編成は成人2人以上を含むこと。

日時 7月28日(日) 午前9時~午後3時

※荒天の場合は8月11日(日)に延期。

場所 東幡豆港・東幡豆海岸

競技部門 ▶親子・レディース部門…1,000m

▶エキスパート部門…1,000m

▶一般部門…1,000m ▶DIY部門…500m

※参加チームによるスプリントレースも行います。

競技部門やスプリントレースの形態が昨年までと異なりますので、開催要項をご確認ください。

募集チーム数 合計72チーム(先着順)

参加料 1人1,000円。ただし、中学生以下は500円。

申込期限 6月28日(金) 午後5時(必着)

申込方法 申込用紙に必要事項を記入の上、直接ま

たは郵送、ファクスではずストーンカップ実行委員会事務局(〒445-8501住所不要/ℱ57・1321/商工観光課内)へ。申込用紙と開催要項は同事務局に用意。大会ホームページ(<http://stonecup.boy.jp/>)からもダウンロードできます。

その他 アトラクションとして、いかだを作れなくてもレースを体験できる「体験DIYレース」、1人からでも参加できる「フリースタイルレース」を開催します。詳しくは開催要項をご覧ください。

◆参加者説明・抽選会

参加チームの代表者は必ず出席してください。

日時 7月7日(日) 午後1時

場所 幡豆ふれあいセンター

問合先 はずストーンカップ実行委員会事務局(☎65・2169/市商工観光課内)

